

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点 （略）</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－１～Ⅲ－４－９（略） Ⅲ－４－１０ 合併等 （１）・（２）（略）</p> <p>（３）地域銀行又はその親会社（以下「地域銀行等」という。）が、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づき合併等の認可の申請を行ったときには、当該地域銀行等が提出した基盤的サービス維持計画（以下「計画」という。）の記載等に基づき、公正取引委員会とも協議のうえ、同法の認可基準への適合を審査する。この際、特に、以下の点を確認することとする。</p> <p>① 地域銀行が基盤的サービスを提供する地域の全部又は相当部分において、例えば生産年齢人口や事業所数の減少が継続するなど、基盤的サービスに対する需要の持続的な減少が生じていると考えられるか。</p> <p>また、合併等に係る地域銀行のうち全部又は一部について、例えば基盤的サービスからの収益で当該サービスに係る経費</p>	<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点 （同左）</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－１～Ⅲ－４－９（同左） Ⅲ－４－１０ 合併等 （１）・（２）（同左）</p> <p>（３）地域銀行又はその親会社（以下「地域銀行等」という。）が、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づき合併等の認可の申請を行ったときには、当該地域銀行等が提出した基盤的サービス維持計画（以下「計画」という。）の記載等に基づき、公正取引委員会とも協議のうえ、同法の認可基準への適合を審査する。この際、特に、以下の点を確認することとする。</p> <p>① 地域銀行が基盤的サービスを提供する地域の全部又は相当部分において、例えば生産年齢人口や事業所数の減少が継続するなど、基盤的サービスに対する需要の持続的な減少が生じていると考えられるか。</p> <p>また、合併等に係る地域銀行のうち全部又は一部について、例えば基盤的サービスからの収益で当該サービスに係る経費</p>

改正案	現 行
<p>等を賄えない状況が生じることにより、経営改善が行われ ない限り、基盤的サービスを将来にわたって持続的に提供 することが困難となるおそれがあると考えられるか（注1）。</p> <p>（注1）貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向と して赤字であること（貸出に係る信用コストについても、 適切な方法で勘案することとする。）により判断するほか、 足元で貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向と して赤字でない場合には経営基盤の強化のための措置が講 じられなければ将来的にこれらの利益について減少傾向に 転じる又は減少傾向が継続するおそれがあること等により 判断する。その場合に人口動態に係る合理的なストレスシ ナリオ（出生率にかかる低位シナリオ等）等を設定するこ とも妨げない。</p> <p>②・③（略）</p> <p>Ⅲ－４－１１～Ⅲ－４－１６（略）</p> <p>Ⅲ－４－１７ 金融機能強化法に関する留意事項 （略）</p> <p>Ⅲ－４－１７－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上 の措置等</p> <p>金融機能強化法第11条及び第21条に規定する計画等変更命令、 監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請につ いては、特に以下の点に留意する。</p>	<p>等を賄えない状況が生じることにより、経営改善が行われ ない限り、基盤的サービスを将来にわたって持続的に提供 することが困難となるおそれがあると考えられるか（注1）。</p> <p>（注1）貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向と して赤字であること（貸出に係る信用コストについても、 適切な方法で勘案することとする）等により判断する。</p> <p>②・③（同左）</p> <p>Ⅲ－４－１１～Ⅲ－４－１６（同左）</p> <p>Ⅲ－４－１７ 金融機能強化法に関する留意事項 （同左）</p> <p>Ⅲ－４－１７－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上 の措置等</p> <p>金融機能強化法第11条及び第21条に規定する監督上必要な措置 及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の 点に留意する。</p>

改正案	現 行
<p>(1) <u>計画等変更命令</u></p> <p><u>予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、経営強化計画の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該計画の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. 経営強化計画の実施期間中 (略)</p> <p>ロ. 経営強化計画の終期</p> <p>経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>(注1) 上記ロ. において、業務粗利益経費率については、経営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回っ</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) <u>監督上の措置</u></p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. 経営強化計画の実施期間中 (同左)</p> <p>ロ. 経営強化計画の終期</p> <p>経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>(注1) 上記ロ. において、業務粗利益経費率については、経営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回っ</p>

改正案	現 行
<p>た場合であっても、機械的には監督上の措置を講じないこととする。<u>改善策の実行を求める命令の必要性の有無</u>を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されているかどうかなどを十分検証する。</p> <p>(注2) 上記ロ. に係る<u>改善策の実行を求める命令</u>が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を<u>求める命令</u>の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(①全体注) (略)</p> <p>② 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>イ. a. 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びb. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はc. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める</p>	<p>た場合であっても、機械的には監督上の措置を講じないこととする。<u>業務改善命令の必要性の有無</u>を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されているかどうかなどを十分検証する。</p> <p>(注2) 上記ロ. に係る<u>業務改善命令</u>が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を<u>求める業務改善命令</u>の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(①全体注) (同左)</p> <p>② 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>イ. a. 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びb. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はc. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める</p>

改正案	現 行
<p>割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>ロ. 経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記イ.のa.及びb.の実績、又はc.の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>③ その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた株式に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該株式の消却に対応することができる財源が従</p>	<p>割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>ロ. 経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記イ.のa.及びb.の実績、又はc.の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>③ その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた株式に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該株式の消却に対応することができる財源が従</p>

改正案	現 行
<p>前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>Ⅲ－４－１７－４</u> 特例金融機関等、特例対象子会社、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若</p>	<p>前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>(2)</u> (同左)</p> <p><u>Ⅲ－４－１７－４</u> 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法（平成 20 年 12 月施行）」という。）の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p> <p>改正法（平成 20 年 12 月施行）の施行前に改正法（平成 20 年 12 月施行）第 1 条の規定による改正前の金融機能強化法第 5 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、本監督指針の一部改正（平成 23 年 7 月 27 日適用）による監督指針Ⅲ－４－１６－１を除き、本監督指針の一部改正（平成 20 年 12 月 17 日適用）による改正前の本監督指針Ⅲ－４－１５の規定を適用することとする。</p> <p><u>Ⅲ－４－１７－５</u> 震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金</p>

改正案	現 行
<p>しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p><u>特例金融機関等、特例対象子会社、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法第34条の9の2第1項、又は、第34条の9の3第1項に基づく株式等の引受け等の申込みを行うことに関する要件</u></p> <p>府令第100条の2第1項第1号、又は、第100条の6第1項第10号イに基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が<u>特例金融機関等、特例対象子会社、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等</u>である旨が記載されているか確認する。</p> <p>また、当該金融機関等における<u>特定事態（金融機能強化法第34条の9の2第1項に規定する特定事態をいう。以下同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況</u>が記載されているか確認</p>	<p>融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p><u>震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法附則第8条第1項、又は、第9条第1項に基づく株式等の引受け等の申込みを行うことに関する要件</u></p> <p>府令附則第2条第1項第1号、又は、第7条第1項第10号イに基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が<u>震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等</u>である旨が記載されているか確認する。</p> <p>また、当該金融機関等における<u>東日本大震災（金融機能強化法附則第8条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）の被災者への信用供与の状況</u>が記載されているか確認す</p>

改正案	現 行
<p>認する。</p> <p>(2) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 ①～③ (略)</p> <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第4号ホ及びヘに規定する要件 審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、<u>特定事態による銀行の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにする</u>など、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、<u>特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(4) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件 審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を<u>的確に踏まえたものであるか、又は、監査法人等との協議を経たものであるかを確認</u></p>	<p>る。</p> <p>(2) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 ①～③ (同左)</p> <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第4号ホ及びヘに規定する要件 審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、<u>東日本大震災による銀行の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにする</u>など、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、<u>東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(4) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件 審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を<u>踏まえたものであるか、又は、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</u></p>

改正案	現行
<p>する。</p> <p><u>Ⅲ－４－１７－５ 特例金融機関等、特例対象子会社、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</u></p> <p>特例金融機関等、特例対象子会社に係る銀行持株会社等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第10条及び第11条並びに第20条及び第21条に規定する計画等変更命令、監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 計画等変更命令</u></p> <p>予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、経営強化計画の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該計画の内容の見直しを求め、</p>	<p><u>Ⅲ－４－１７－６ 震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</u></p> <p>震災特例金融機関等、震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第10条及び第11条並びに第20条及び第21条に規定する監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>フォローアップを行うこととする。</u></p> <p><u>(3) 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該特例金融機関等、当該特例対象子会社、又は、業務実施金融機関（金融機能強化法第34条の9の3第1項に規定する業務実施金融機関をいう。以下同じ。）が主として業務を行っている地域の復興又は地域経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、株式に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、<u>特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか</u>、当該特例金融機関等、当該特例対象子会社、又は、業務実施金融機関が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める<u>命令の発動を検討するものとする。</u></p>	<p><u>(2) 監督上の措置</u></p> <p>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該震災特例金融機関等、当該震災特例対象子会社、又は、業務実施金融機関（金融機能強化法附則第9条第1項に規定する業務実施金融機関をいう。以下同じ。）が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、株式に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、<u>東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか</u>、当該震災特例金融機関等、当該震災特例対象子会社、又は、業務実施金融機関が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める<u>業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>(3)</u> (同左)</p> <p><u>Ⅲ－４－１７－７ 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 金融機能強化法附則第26条第1項、又は、第27条第1項に基づく株式等の引受け等の申込みを行うことに関する要件</u></p> <p><u>府令附則第37条第1項第1号、又は、第42条第1項第10号イに基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>機関等が新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等である旨が記載されているか確認する。</u></p> <p><u>また、当該金融機関等における新型コロナウイルス感染症等（金融機能強化法附則第 26 条第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。以下同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</u></p> <p><u>(2) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 17 条第 1 項第 3 号に規定する要件</u></p> <p><u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</u></p> <p>② <u>減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p>③ <u>労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際しての雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害され</u></p>

改正案	現 行
(削除)	<p><u>ないものであること（金融機能強化法第 17 条第 1 項第 3 号に規定する要件に限る。）。</u></p> <p><u>(3) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 8 号及び第 9 号並びに第 17 条第 1 項第 4 号ホ及びヘに規定する要件</u></p> <p><u>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による銀行の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p><u>(4) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 11 号及び第 17 条第 1 項第 8 号に規定する要件</u></p> <p><u>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</u></p> <p>Ⅲ－４－１７－８ 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新</p>

改正案	現 行
	<p><u>型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 10 条及び第 11 条並びに第 20 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 経営強化計画の履行状況のフォローアップ</u></p> <p><u>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</u></p> <p><u>(2) 監督上の措置</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、当該新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、業務実施金融機関（金融機能強化法附則第 27 条第 1 項に規定する業務実施金融機関をいう。以下同じ。）が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>（注）なお、株式に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、当該新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、業務実施金融機関が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p>

改正案	現 行
<p>Ⅲ－４－１７－６ 申請金融機関等が提出する<u>組織再編成等実施計画等の認定等</u>に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 10 に規定する<u>組織再編成等実施計画及び第 34 条の 15 に規定する基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画</u>（以下「<u>組織再編成等実施計画等</u>」という。）の認定審査等に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 意義</p> <p>地域金融機関には、<u>地域経済を支える「要」としての役割が期待されている</u>。しかしながら、<u>人口減少や少子高齢化など</u>、<u>地域金融機関を取り巻く経営環境は厳しく、特に、人口減少地</u></p>	<p>(3) <u>協定銀行に対する転換権の行使の要請</u></p> <p><u>資本参加を受けた銀行が基準適合金融機関等でなくなった場合その他の当該銀行につき議決権の制限を撤廃することによって経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要と認められる場合には、原則として、協定銀行に対して、当該銀行に係る取得株式等について、普通株式への転換請求権を行使するよう要請することを検討するものとする。</u></p> <p>Ⅲ－４－１７－９ 申請金融機関等が提出する<u>実施計画の認定等</u>に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 10 に規定する<u>実施計画の認定審査等</u>に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 意義</p> <p>地域金融機関には、<u>ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える「要」としての役割が期待されている</u>。しかしながら、<u>人口減少や低金利環境の継続など</u>、<u>地域金融機関を取り巻く経</u></p>

改正案	現 行
<p>域では将来的にその役割を十分に果たせなくなるおそれがある。</p> <p>このため、地域金融機関がこうした役割を持続的に果たせるよう、地域金融機関が事業の抜本的な見直しを行う際の時限の支援措置として、<u>令和3年に「資金交付制度」が創設された。</u></p> <p><u>その後令和8年には、それまでの活用実績や趨勢的な人口減少等を踏まえつつ、より効果的に地域金融機関等の経営基盤強化に向けた取組を後押ししていくとともに、合併・経営統合に限らず、事務の共同化を含めた業務の効率化を一層進めていく観点から、申請期限の延長・制度の拡充が行われた。</u></p> <p><u>組織再編成等実施計画等の認定を受けた金融機関等</u>（以下「<u>認定組織再編成等金融機関等</u>」という。）においては、上記の制度趣旨を踏まえて、認定を受けた<u>組織再編成等実施計画等</u>を着実に履行することにより、地域における基盤的金融サービスの提供を維持するとともに、地域経済の再生・活性化に貢献していくことが求められる。</p> <p>(2) <u>組織再編成等実施計画等の記載事項に関する留意事項</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 府令別紙様式第十二号及び第十三号第5.1（記載上の注意）に規定する「<u>経営改善支援等取組先企業（個人事業者含む。）</u>」の</p>	<p>営環境は厳しく、特に、人口減少地域では将来的にその役割を十分に果たせなくなるおそれがある。</p> <p>このため、地域金融機関がこうした役割を持続的に果たせるよう、地域金融機関が事業の抜本的な見直しを行う際の時限の支援措置として、「<u>資金交付制度</u>」が創設された。</p> <p><u>実施計画の認定を受けた金融機関等</u>（以下「<u>認定金融機関等</u>」という。）においては、上記の制度趣旨を踏まえて、認定を受けた<u>実施計画</u>を着実に履行することにより、地域における基盤的金融サービスの提供を維持するとともに、地域経済の再生・活性化に貢献していくことが求められる。</p> <p>(2) <u>実施計画の記載事項に関する留意事項</u></p> <p>① (同左)</p> <p>② 府令別紙様式第六号の二第5.1（記載上の注意）に規定する「<u>経営改善支援等取組先企業（個人事業者含む。）</u>」の数の取引</p>

改正案	現 行
<p>数の取引先の企業（個人事業者含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、<u>組織再編成等実施計画等に記載した、例えば、以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする</u>（Ⅲ－４－１７－１(2)注１及び注２参照）。</p> <p>イ～ホ. (略)</p> <p>(3) <u>組織再編成等実施計画等の認定に関する留意事項</u></p> <p>金融機能強化法第34条の10第3項（法第34条の15第2項で準用する場合を含む。）に規定する<u>組織再編成等実施計画等の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① 金融機能強化法第34条の10第3項第1号に規定する要件審査に当たっては、<u>組織再編成等実施計画等の添付書類として提出を受けた財務諸表を基に確認するものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 金融機能強化法第34条の10第3項第3号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p>	<p>先の企業（個人事業者含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、<u>実施計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする</u>（Ⅲ－４－１７－１(2)注１及び注２参照）。</p> <p>イ～ホ. (同左)</p> <p>(3) <u>実施計画の認定に関する留意事項</u></p> <p>金融機能強化法第34条の10第3項に規定する<u>実施計画の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① 金融機能強化法第34条の10第3項第1号に規定する要件審査に当たっては、<u>実施計画の添付書類として提出を受けた財務諸表を基に確認するものとする。</u></p> <p>② (同左)</p> <p>③ 金融機能強化法第34条の10第3項第3号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>イ. 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が、主として業務を行っている地域の全部又は相当部分において、例えば生産年齢人口や事業所数の減少が継続するなど、基盤的金融サービスに対する需要の持続的な減少が生じていると考えられるか。</p> <p>ロ. 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）の店舗等の営業拠点の全部又は相当部分において、例えば基盤的金融サービスからの収益で当該サービスに係る経費を賄えない状況が生じることにより、経営基盤の強化のための措置が行われない限り、基盤的金融サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあると考えられるか。</p> <p>（注1）貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向として赤字であること（貸出に係る信用コストについても、適切な方法で勘案することとする。）を確認するほか、<u>足元で貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向として赤字でない場合には経営基盤の強化のための措置が講じられなければ将来的にこれらの利益について減少傾向に転じる又は減少傾向が継続するおそれがあること等</u>を確認するものとする。<u>その場合に人口動態に係る合理的なストレスシナリオ（出生率にかかる低位シナリオ等）等</u>を設定することも妨げない。</p> <p>④ 金融機能強化法第34条の10第3項第5号に規定する要件</p>	<p>イ. 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が、主として業務を行っている地域の全部又は相当部分において、例えば生産年齢人口や事業所数の減少が継続するなど、基盤的金融サービスに対する需要の持続的な減少が生じていると考えられるか。</p> <p>ロ. 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）の店舗等の営業拠点の全部又は相当部分において、例えば基盤的金融サービスからの収益で当該サービスに係る経費を賄えない状況が生じることにより、経営基盤の強化のための措置が行われない限り、基盤的金融サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあると考えられるか。</p> <p>（注1）貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向として赤字であること（貸出に係る信用コストについても、適切な方法で勘案することとする。）<u>等</u>を確認するものとする。</p> <p>④ 金融機能強化法第34条の10第3項第5号に規定する要件</p>

改正案	現 行
<p>審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ. <u>組織再編成等実施計画等</u>において、経営基盤の強化のための措置を実施することによる、基盤的金融サービスに係る事業の改善に向けた方策及びその効果が具体的に示されているか。</p> <p>(注2) 経営基盤の強化のための措置を行うことにより、持続的な提供が困難となるおそれがあるとしていた基盤的金融サービスが、どのような水準で維持・改善されていくのか等を確認するほか、コア業務純益（除く投資信託解約損益）が、基盤的金融サービスの提供を維持できるだけの水準を将来も含めて確保できているか、例えば人口減少等を加味したコア業務純益（除く投資信託解約損益）が<u>組織再編成等実施計画等の初期に赤字基調又は実施計画等期間中に減少基調に転じるおそれがあったとしても、終期において増加基調に転じる見込みとなっているか等</u>を確認するものとする。</p> <p>ロ. 店舗統廃合等を行うことが見込まれる場合には、顧客利便の観点から、基盤的金融サービスが大きく低下することがないか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 金融機能強化法第34条の10第3項第7号に規定する要件</p>	<p>審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ. <u>実施計画</u>において、経営基盤の強化のための措置を実施することによる、基盤的金融サービスに係る事業の改善に向けた方策及びその効果が具体的に示されているか。</p> <p>(注2) 経営基盤の強化のための措置を行うことにより、持続的な提供が困難となるおそれがあるとしていた基盤的金融サービスが、どのような水準で維持・改善されていくのか等を確認するほか、コア業務純益（除く投資信託解約損益）が、基盤的金融サービスの提供を維持できるだけの水準を将来も含めて確保できているか、例えば人口減少等を加味したコア業務純益（除く投資信託解約損益）が<u>実施計画初期は赤字基調であったとしても、終期において増加基調に転じる見込みとなっているか等</u>を確認するものとする。</p> <p>ロ. 店舗統廃合等を行うことが見込まれる場合には、顧客利便の観点から、基盤的金融サービスが大きく低下することがないか。</p> <p>⑤ (同左)</p> <p>⑥ 金融機能強化法第34条の10第3項第7号に規定する要件</p>

改正案	現 行
<p>「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ. 毎年9月末日及び3月末日における「中小規模事業者等向け貸出比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）」の水準について、人口動態等を考慮した場合に当該組織再編成等実施計画等の始期における水準と実質的に同等の水準を維持することが確実に見込まれるか。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>⑦ 金融機能強化法第34条の10第3項第8号及び第9号に規定する要件</p> <p>「申請金融機関等が当該組織再編成等実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該組織再編成等実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」等を審査するに当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ. 申請金融機関等が当該組織再編成等実施計画等に記載された組織再編成等を実施することが見込まれるか。また、金融機能強化法第34条の10第1項第8号に基づき認定を受けようとする申請金融機関等は、組織再編成等実施計画に掲げられた施策等を実施することにより、申請金融機関等の単体で、組織再編成等実施計画の終期の属する事業年度の末日及</p>	<p>「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ. 毎年9月末日及び3月末日における「中小規模事業者等向け貸出比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）」の水準について、人口動態等を考慮した場合に当該実施計画の始期における水準と実質的に同等の水準を維持することが確実に見込まれるか。</p> <p>ロ. (同左)</p> <p>⑦ 金融機能強化法第34条の10第3項第8号及び第9号に規定する要件</p> <p>「申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」等を審査するに当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</p> <p>イ. 申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれるか。また、金融機能強化法第34条の10第1項第9号に基づき認定を受けようとする申請金融機関等は、実施計画に掲げられた施策等を実施することにより、申請金融機関等の単体で、実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末と比べて終期の修正業務粗利益</p>

改正案	現 行
<p><u>び当該事業年度の直前の2事業年度の末日における当該金融機関等の修正業務粗利益経費率の平均値が、当該組織再編成等実施計画の始期の属する事業年度の直前の3事業年度の末日における水準の平均値よりも▲15%ポイント以上低下すると見込まれるか。</u></p> <p><u>(注3) 資本増強に関する業務改善命令を受けた金融機関等を当事者とする組織再編成等を実施する場合には自己資本比率等の健全性がどのように改善されていくかを確認するものとする。</u></p> <p><u>また、業態を超えた合併（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年法律第86号）第3条の規定による合併をいう。）を実施する場合には、同法に基づく合併が円滑かつ確実に実施されると見込まれるかを確認するものとする。</u></p> <p><u>(注4) 金融グループ全体としての財務の健全性にも留意する観点から、申請金融機関等本体と子会社等との間において、修正業務粗利益経費率の削減の達成を目的とした利益や経費の過度な移転が行われていないかなども確認するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>部門別の損益管理が実施されている等、組織再編成等実施計画等が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されているか。</u></p> <p>ハ. (略)</p>	<p><u>経費率が▲15%ポイント以上低下、かつ、修正経費が▲20%以上低下することが見込まれるか。</u></p> <p>(注3) 金融グループ全体としての財務の健全性にも留意する観点から、申請金融機関等本体と子会社等との間において、<u>修正業務粗利益経費率や修正経費の削減の達成を目的とした利益や経費の過度な移転が行われていないかなども確認するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>部門別の損益管理が実施されている等、実施計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されているか</u></p> <p>ハ. (同左)</p>

改正案	現 行
<p>二. 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、<u>組織再編成等実施計画等</u>の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、<u>組織再編成等実施計画等</u>の実施により従業員の地位が不当に害されることがないか。</p> <p>ホ～ト. (略)</p> <p>チ. 利用者に対し、経営基盤の強化のための措置の実施や申請金融機関等の<u>取組</u>に関して充実した情報開示がなされることとされているか。</p> <p>リ. 経営陣は、上記イからチまでを含め、<u>組織再編成等実施計画等</u>を円滑かつ確実に実施する上で重要と考えられる事項を決定・管理しているか。</p> <p>(4) <u>組織再編成等実施計画等</u>の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 12 (法第 34 条の 15 第 2 項で準用する場合を含む。)に規定する「<u>監督上必要な措置</u>」については、以下の点について留意するものとする。</p> <p>① <u>組織再編成等実施計画等</u>の履行状況の報告及び同報告書の公表</p> <p>本制度は、<u>組織再編成等実施計画等</u>に記載された施策の実施により、地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを目的とするものであることから、金融機能強化法第 34 条の 10 第 3 項に基づき認定を受けた<u>組織再編成等実施計画</u></p>	<p>二. 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、<u>実施計画</u>の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、<u>実施計画</u>の実施により従業員の地位が不当に害されることがないか。</p> <p>ホ～ト. (同左)</p> <p>チ. 利用者に対し、経営基盤の強化のための措置の実施や申請金融機関等の<u>取組み</u>に関して充実した情報開示がなされることとされているか。</p> <p>リ. 経営陣は、上記イからチを含め、<u>実施計画</u>を円滑かつ確実に実施する上で重要と考えられる事項を決定・管理しているか。</p> <p>(4) <u>実施計画</u>の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 12 に規定する「<u>監督上必要な措置</u>」については、以下の点について留意するものとする。</p> <p>① <u>実施計画</u>の履行状況の報告及び同報告書の公表</p> <p>本制度は、<u>実施計画</u>に記載された施策の実施により、地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを目的とするものであることから、金融機能強化法第 34 条の 10 第</p>

改正案	現 行
<p>等について、<u>認定組織再編成等金融機関等</u>による適切な履行を確保していくことが重要である。</p> <p>こうした観点から、金融機能強化法第34条の10第3項に基づく<u>組織再編成等実施計画等</u>の認定後、毎年9月末日及び3月末日（以下「報告基準日」という。）から<u>3</u>か月以内に、当該報告基準日までの半期毎の金融機能強化法第34条の10第2項第3号から第8号までに規定する<u>組織再編成等実施計画等</u>の施策等の履行状況について、報告を求めるものとする。</p> <p>なお、<u>組織再編成等実施計画等</u>の履行状況について報告を受けたときは、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った<u>認定組織再編成等金融機関等</u>の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。</p> <p>② <u>組織再編成等実施計画等</u>の履行状況のフォローアップ</p> <p><u>組織再編成等実施計画等</u>の履行状況報告書が提出された場合は、<u>組織再編成等実施計画等</u>の認定時の審査結果等も踏まえて、特に、以下の点に留意しつつ、フォローアップを行うものとする。</p> <p>イ. 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置が<u>組織再編成等実施計画等</u>に沿って進捗しているかを確認する。</p> <p>ロ. <u>組織再編成等実施計画等</u>に記載された事業の抜本的な見直しを通じて、<u>認定組織再編成等金融機関等</u>が基盤的金融サービスの提供の維持を図ることが見込まれるか検証する。</p>	<p>3項に基づき認定を受けた<u>実施計画</u>について、<u>認定金融機関等</u>による適切な履行を確保していくことが重要である。</p> <p>こうした観点から、金融機能強化法第34条の10第3項に基づく<u>実施計画</u>の認定後、毎年9月末日及び3月末日（以下「報告基準日」という。）から<u>3</u>ヶ月以内に、当該報告基準日までの半期毎の金融機能強化法第34条の10第2項第3号から第8号までに規定する<u>実施計画</u>の施策等の履行状況について、報告を求めるものとする。</p> <p>なお、<u>実施計画</u>の履行状況について報告を受けたときは、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った<u>認定金融機関等</u>の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。</p> <p>② <u>実施計画</u>の履行状況のフォローアップ</p> <p><u>実施計画</u>の履行状況報告書が提出された場合は、<u>実施計画</u>の認定時の審査結果等も踏まえて、特に、以下の点に留意しつつ、フォローアップを行うものとする。</p> <p>イ. 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置が<u>実施計画</u>に沿って進捗しているかを確認する。</p> <p>ロ. <u>実施計画</u>に記載された事業の抜本的な見直しを通じて、<u>認定金融機関等</u>が基盤的金融サービスの提供の維持を図ることが見込まれるか検証する。</p>

改正案	現 行
<p>ハ. <u>組織再編成等実施計画等に記載された中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の認定組織再編成等金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかどうかを検証する。</u> <u>(注) 組織再編成等実施計画等における中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画に関し、計画実施地域の全部についての記載に加え相当部分についての記載があった場合、履行の確認にあたっては当該相当部分についての記載のみで判断せず計画実施地域の全部についての記載で判断する。</u></p> <p>二. <u>組織再編成等実施計画等に記載された経営基盤強化のための措置に要する費用のうち資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期を確認する。</u></p> <p>③ <u>組織再編成等実施計画等の履行に向けた監督上の措置等</u> <u>組織再編成等実施計画等の履行状況を十分に検証した上で、例えば主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られなくなると見込まれる場合や中小規模の事業者に対する金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた取組が進展していないと認められる場合には、対話等を通じた継続的なモニタリングを実施した上で、必要があると認められる場合には、当該組織再編成等実施計画等の履行を確保するための監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>④ <u>認定組織再編成等実施計画等の認定の取消し</u></p>	<p>ハ. <u>実施計画に記載された中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の認定金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかどうかを検証する。</u> (新設)</p> <p>二. <u>実施計画に記載された経営基盤強化のための措置に要する費用のうち資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期を確認する。</u></p> <p>③ <u>実施計画の履行に向けた監督上の措置等</u> <u>実施計画の履行状況を十分に検証した上で、例えば主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られなくなると見込まれる場合や中小規模の事業者に対する金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた取組みが進展していないと認められる場合には、対話等を通じた継続的なモニタリングを実施した上で、必要があると認められる場合には、当該実施計画の履行を確保するための監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>④ <u>認定実施計画の認定の取消し</u></p>

改正案	現行
<p>組織再編成等実施計画等に記載されている組織再編成等が行われない場合については、計画の認定を取り消すものとする。</p> <p>(注1) 金融機能強化法第34条の10第1項第8号に基づき認定を受けた金融機関等は、府令第103条に規定する要件を満たさない場合は組織再編成等が行われないことから認定取消しの対象となる。なお、府令第103条に規定する要件を充たすために、<u>認定組織再編成等金融機関等</u>本体と子会社等との間において、利益や経費の過度な移転が行われていないかについても留意するものとする。</p> <p>(注2) 金融機能強化法第34条の10第1項第8号に基づき認定を受けた金融機関等は、「業務の効率の向上が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるもの」とされており、例えば、収益の計上区分の変更により修正業務粗利益が大幅に変動するなど、当該金融機関固有の一時的な要因が修正業務粗利益経費率の削減に大きく寄与している場合等は、本制度の趣旨にそぐわないことに留意するものとする。</p>	<p><u>実施計画</u>に記載されている組織再編成等が行われない場合については、計画の認定を取り消すものとする。</p> <p>(注1) 金融機能強化法第34条の10第1項第9号に基づき認定を受けた金融機関等は、府令第103条に規定する要件を満たさない場合は組織再編成等が行われないことから認定取消しの対象となる。なお、府令第103条に規定する要件を充たすために、<u>認定金融機関等</u>本体と子会社等との間において、利益や経費の過度な移転が行われていないかについても留意するものとする。</p> <p>(注2) 金融機能強化法第34条の10第1項第9号に基づき認定を受けた金融機関等は、「業務の効率の向上が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるもの」とされており、例えば、収益の計上区分の変更により修正業務粗利益が大幅に変動するなど、当該金融機関固有の一時的な要因が修正業務粗利益経費率の削減に大きく寄与している場合等は、本制度の趣旨にそぐわないことに留意するものとする。</p>
<p><u>Ⅲ-4-17-7 申請金融機関等が提出する共同化措置実施計画の認定等に関する留意事項</u></p> <p><u>金融機能強化法第34条の16第1項に規定する共同化措置実施計画の認定審査等に当たっては、以下の点に留意するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p>(1) 意義</p> <p><u>令和8年に行われた資金交付制度の拡充において、中小の地域金融機関については、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、業務の効率化に資する勘定系システムの共同化に関する資金交付の枠組みが整備された。</u></p> <p><u>共同化措置実施計画の認定を受けた金融機関等（以下「認定共同化金融機関等」という。）においては、上記の制度趣旨を踏まえて、認定を受けた共同化措置実施計画を着実に履行することにより、地域経済の活性化に貢献していくことが求められる。</u></p> <p>(2) 共同化措置実施計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>① <u>府令第115条の10に規定する「信用供与」「中小規模事業者等」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>イ.「信用供与」については、以下のものを除外したものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出</u> <u>・土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道路公社向け貸出</u> <u>・大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出</u> <u>・自行の子会社向け貸出、及び自行を子会社とする銀行持株会社等（その子会社も含む。）向け貸出</u> 	

改正案	現行
<p>・個人向け貸出</p> <p>・上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出</p> <p>ロ. 「中小規模事業者等」とは、中小企業者又は地元の事業者とする（Ⅲ－４－１７－１(1)①及び②参照）。</p> <p>② 府令別紙様式第十四号第3.1（記載上の注意）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者含む。）の数の取引先の企業（個人事業者含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、共同化措置実施計画に記載した、例えば、以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする（Ⅲ－４－１７－１(2)注1及び注2参照）。</p> <p>イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>ハ. 事業の改善・継続に資する早期の事業再生等に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>ニ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>ホ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小</p>	

改正案	現 行
<p><u>規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</u></p> <p>(3) <u>共同化措置実施計画の認定に関する留意事項</u></p> <p><u>金融機能強化法第34条の16第4項に規定する共同化措置実施計画の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>金融機能強化法第34条の16第4項第1号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、共同化措置実施計画の添付書類として提出を受けた財務諸表を基に確認するものとする。</u></p> <p>② <u>金融機能強化法第34条の16第4項第3号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、以下のいずれかが共同化措置(府令第115条の12第4号に規定するものを含む。以下同じ。)により図られると見込まれることを確認するものとする。</u></p> <p><u>イ. 共同化措置の対象となるシステムに係るランニングコストが減少すること。</u></p> <p><u>(注1) ランニングコストは、共同化措置の開始前の期間と開始後の期間(実施期間中や実施終了後を始期とすることを妨げない)それぞれの一定期間(契約期間等)において平均したものを比較するものとする。</u></p> <p><u>(注2) ランニングコストを比較する際、物価上昇分や銀行間決済システムの変更に伴って生じる費用を合理的に区分して説明できる場合については、これらを差</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>し引いたものを比較できるものとする。また、共同システムの加盟金融機関数が、各加盟金融機関が支払うランニングコストに影響を及ぼす場合には、当該影響を差し引いたものを比較するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>修正業務粗利益経費率が▲6%以上低下すること。</u></p> <p><u>(注3) 共同化措置実施計画の終期の属する事業年度の末日及び当該事業年度の直前の2事業年度の末日における当該金融機関等の修正業務粗利益経費率の平均値と、当該共同化措置実施計画の始期の属する事業年度の直前の3事業年度の末日における水準の平均値を比較するものとする。</u></p> <p>③ <u>金融機能強化法第34条の16第4項第4号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、預金保険機構から交付された資金を活用して事業者等への不適切な利益供与を行うなどの金融機関間の適正な競争関係を阻害する行為等が行われることなく、共同化措置が共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上に資するという本制度の目的のために実施され、また、同資金が当該措置に使用されることを確認するものとする。</u></p> <p>④ <u>金融機能強化法第34条の16第4項第5号に規定する要件</u> <u>「共同システム利用金融機関等関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</u></p>	

改正案	現 行
<p>イ. <u>毎年9月末日及び3月末日における「各共同システム利用金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）」の水準について、人口動態等を考慮した場合に当該共同化措置実施計画の始期における水準と実質的に同等の水準を維持することが確実に見込まれるか。</u></p> <p>ロ. <u>毎年9月末日及び3月末日における「各共同システム利用金融機関等による中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み」が、人口動態等を考慮した場合に合理的な水準となっているか。</u></p> <p>⑤ <u>金融機能強化法第34条の16第4項第7号及び第8号に規定する要件</u> <u>「申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施すると見込まれることその他当該共同化措置実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」等を審査するに当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</u></p> <p>イ. <u>申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施することが見込まれるか。</u></p> <p>ロ. <u>部門別の損益管理が実施されている等、共同化措置実施計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されているか。</u></p>	

改正案	現行
<p>ハ. <u>社外取締役の選任・拡充を図る場合に当該取締役予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っているか。</u></p> <p>ニ. <u>業務執行に対する監査又は監督態勢の強化や、不良債権の適切な管理を含むリスク管理態勢、各種法令遵守態勢の構築が図られているか。</u></p> <p>ホ. <u>資金交付を受けて行う共同化措置及びそれらの業務運営が安定的かつ効率的に実施されることも含め、リスク管理やシステム業務運営等が的確に実施されるための態勢が構築されているか。</u></p> <p>ヘ. <u>預金保険機構から交付された資金が適切に執行されているかを監査できる態勢が整備されているか。</u></p> <p>ト. <u>利用者に対し、共同化措置の実施や申請金融機関等の取組に関して充実した情報開示がなされることとされているか。</u></p> <p>チ. <u>経営陣は、上記イからトまでを含め、共同化措置実施計画を円滑かつ確実に実施する上で重要と考えられる事項を決定・管理しているか。</u></p> <p>(4) <u>共同化措置実施計画の履行を確保するための監督上の措置等金融機能強化法第 34 条の 18 に規定する「監督上必要な措置」については、以下の点について留意するものとする。</u></p> <p>① <u>共同化措置実施計画の履行状況の報告及び同報告書の公表</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>本制度は、共同化措置実施計画に記載された施策の実施により、金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上に資することを目的とするものであることから、金融機能強化法第 34 条の 16 第 4 項に基づき認定を受けた共同化措置実施計画について、認定共同化金融機関等による適切な履行を確保していくことが重要である。</u></p> <p><u>こうした観点から、金融機能強化法第 34 条の 16 第 4 項に基づく共同化措置実施計画の認定後、毎年 9 月末日及び 3 月末日（以下「報告基準日」という。）から 3 か月以内に、当該報告基準日までの半期毎の金融機能強化法第 34 条の 16 第 3 項第 3 号から第 9 号までに規定する共同化措置実施計画の施策等の履行状況について、報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、共同化措置実施計画の履行状況について報告を受けたときは、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った認定共同化金融機関等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。</u></p> <p><u>② 共同化措置実施計画の履行状況のフォローアップ</u></p> <p><u>共同化措置実施計画の履行状況報告書が提出された場合は、共同化措置実施計画の認定時の審査結果等も踏まえて、特に、以下の点に留意しつつ、フォローアップを行うものとする。</u></p> <p><u>イ. 共同化措置が共同化措置実施計画に沿って進捗しているかを確認する。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ロ. 共同化措置実施計画に記載された共同化措置を通じて、認定共同化金融機関等が業務の合理化及び収益性の向上を図ることが見込まれるか検証する。</u></p> <p><u>ハ. 共同化措置実施計画に記載された中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の認定共同化金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかどうかを検証する。</u></p> <p><u>二. 共同化措置実施計画に記載された共同化措置に要する費用のうち資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期を確認する。</u></p> <p><u>③ 共同化措置実施計画の履行に向けた監督上の措置等</u> <u>共同化措置実施計画の履行状況を十分に検証した上で、例えば業務の合理化及び収益性の向上が図られなくなると見込まれる場合や中小規模の事業者に対する金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた取組が進展していないと認められる場合には、対話等を通じた継続的なモニタリングを実施した上で、必要があると認められる場合には、当該共同化措置実施計画の履行を確保するための監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>④ 共同化措置実施計画の認定の取消し</u> <u>共同化措置実施計画に記載されている共同化措置が行われない場合については、計画の認定を取り消すものとする。</u> <u>(注) 共同化措置が実施された場合でも共同化措置実施計画に記載された業務の合理化及び収益性の向上が図られない</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>場合は認定取消しの対象となる。なお、Ⅲ-4-17-7(3)②に掲げる要件を満たすために、例えば、ランニングコストの比較対象となるシステムの範囲が異なる場合や、収益の計上区分の変更により修正業務粗利益が大幅に変動するなど、当該金融機関固有の一時的な要因が修正業務粗利益経費率の削減に大きく寄与している場合等は、本制度の趣旨にそぐわないことに留意するものとする。</u></p> <p>Ⅲ-5～Ⅳ-3（略）</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項（略）</p> <p>V-1-1～V-1-4（略）</p> <p>V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>V-1-5-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p><u>(1) 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V</u></p>	<p>Ⅲ-5～Ⅳ-3（同左）</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項（同左）</p> <p>V-1-1～V-1-4（同左）</p> <p>V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>V-1-5-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>－ 1－5において「府令」という。）第5条第1項第2号及び第3号に規定する「主要な取引先」については、顧問契約等の継続的な契約の相手方は「主要な取引先」に該当するものとする。</u></p> <p><u>（注）V－1－5において、労働金庫については、「府令」を「労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令」と読み替え、引用条文についても当該命令において対応する条文に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（2）府令第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>①～③（略）</p> <p><u>（3）府令別紙様式第一号（記載上の注意）7.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意）8.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものと</p>	<p><u>（1）金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V－1－5において「府令」という。）第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>①～③（同左）</p> <p><u>（2）府令別紙様式第一号（記載上の注意）7.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意）8.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものと</p>

改正案	現 行
<p>する。以下V-1-5-1 (3)において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>V-1-5-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 基準適合金融機関等(金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する基準適合金融機関等をいう。V-1-5-6 (2) ⑤において同じ。)でないときは、府令第5条第2項第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策(当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含め</p>	<p>する。以下V-1-5-1 (2)において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～⑤ (同左)</p> <p>(注1)・(注2) (同左)</p> <p>V-1-5-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>⑤ 基準適合金融機関等(金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する基準適合金融機関等をいう。V-1-5-7 (2) ④において同じ。)でないときは、府令第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策(当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経</p>

改正案	現行
<p>た経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。)が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>(4)～(7)(略)</p> <p>V-1-5-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>(1)金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置等</p> <p>金融機能強化法第11条及び第21条に規定する計画等変更命令及び監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① 計画等変更命令</p> <p><u>予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、経営強化計画の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該計画の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。</u></p>	<p>営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。)が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>(4)～(7)(同左)</p> <p>V-1-5-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>(1)金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第11条及び第21条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p>② <u>経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p>イ. <u>経営の改善の目標に係る監督上の措置</u></p> <p> a. <u>経営強化計画の実施期間中</u> (略)</p> <p> b. <u>経営強化計画の終期</u> 経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>（注1）上記b.において、業務粗利益経費率については、経営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回った場合であっても、機械的には監督上の措置を講じないこととする。<u>改善策の実行を求める命令</u>の必要性の有無を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されているかどうかなど</p>	<p>① <u>経営の改善の目標に係る監督上の措置</u></p> <p>イ. <u>経営強化計画の実施期間中</u> (同左)</p> <p>ロ. <u>経営強化計画の終期</u> 経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>（注1）上記ロ.において、業務粗利益経費率については、経営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回った場合であっても、機械的には監督上の措置を講じないこととする。<u>業務改善命令</u>の必要性の有無を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されているかどうかなどを十分検証す</p>

改正案	現 行
<p>を十分検証する。</p> <p>(注2) 上記b. に係る改善策の実行を求める命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(イ. 全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受け金融機関等については、原則として、本措置は適用しないものとする。</p> <p><u>ロ. 責任ある経営体制の確立に関する事項に係る監督上の措置</u> <u>1名以上の独立員外監事を含む2名以上の員外監事を選任していないとき、又は、選任されている員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高め、適切な経営管理と業務運営を確保する観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施していると認められず、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、員外監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての金融機関の認識、及び員外監事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合に</u></p>	<p>る。</p> <p>(注2) 上記ロ. に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(①全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受け金融機関等については、原則として、本措置は適用しないものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>は報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは、業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、責任ある経営体制の確立に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>ハ. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</u></p> <p><u>a. (i) 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及び(ii) 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又は(iii) 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>b. 経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記a. の(i) 及び(ii) の実績、又は(iii) の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮す</u></p>	<p>② 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p><u>イ. a. 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びb. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はc. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記イ. のa. 及びb. の実績、又はc. の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場</u></p>

改正案	現 行
<p>べき場合は始期直前の同期) の水準を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p><u>二.</u> その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(2) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置等</p> <p>金融機能強化法第 32 条に規定する計画等変更命令及び監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p><u>①</u> 計画等変更命令</p>	<p>合は始期直前の同期) の水準を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p><u>③</u> その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(2) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第 32 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、経営強化計画等の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該計画等の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。</u></p> <p>② <u>経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p>イ. <u>経営の改善の目標に係る監督上の措置</u></p> <p> a. <u>経営強化計画の実施期間中</u> (略)</p> <p> b. <u>経営強化計画の終期</u> 経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>（注1）上記b.において、業務粗利益経費率については、経営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回った場合であっても、機械的には監督上の措置を講じない</p>	<p>① <u>経営の改善の目標に係る監督上の措置</u></p> <p> イ. <u>経営強化計画の実施期間中</u> (同左)</p> <p> ロ. <u>経営強化計画の終期</u> 経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>（注1）上記ロ.において、業務粗利益経費率については、経営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回った場合であっても、機械的には監督上の措置を講じないこと</p>

改正案	現 行
<p>こととする。改善策の実行を求める命令の必要性の有無を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されているかどうかなどを十分検証する。</p> <p>(注2) 上記b.に係る改善策の実行を求める命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(イ. 全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関については、原則として、本措置は適用しないものとする。</p> <p><u>ロ. 責任ある経営体制の確立に関する事項に係る監督上の措置</u> 協同組織金融機関において、1名以上の独立員外監事を含む2名以上の員外監事を選任していないとき、又は、選任されている員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高め、適切な経営管理と業務運営を確保する観点からその選任が義</p>	<p>とする。業務改善命令の必要性の有無を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されているかどうかなどを十分検証する。</p> <p>(注2) 上記ロ.に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(①全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関については、原則として、本措置は適用しないものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施していると認められず、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、員外監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての当該協同組織金融機関の認識、及び員外監事の選任議案の決定プロセス並びに協同組織中央金融機関による経営指導の状況等について、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは、業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、責任ある経営体制の確立に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>ハ. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</u></p> <p><u>a. (i) 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及び(ii) 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又は(iii) 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合に</u></p>	<p>② 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p><u>イ. a. 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びb. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はc. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、当該</u></p>

改正案	現 行
<p>は、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p><u>b.</u> 経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記<u>a.</u>の(i)及び(ii)の実績、又は(iii)の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p><u>三.</u> その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対</p>	<p>協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p><u>ロ.</u> 経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記<u>イ.</u>の<u>a.</u>及び<u>b.</u>の実績、又は<u>c.</u>の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p><u>③</u> その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、所定</p>

改正案	現 行
<p>し、所定の配当がなされない理由、当該信託受益権等に係る取得優先出資等の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>V-1-5-4</u> 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項</p>	<p>の配当がなされない理由、当該信託受益権等に係る取得優先出資等の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>V-1-5-4</u> 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法（平成20年12月施行）」という。）の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p> <p>改正法（平成20年12月施行）の施行前に改正法（平成20年12月施行）第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、本監督指針の一部改正（平成25年3月29日適用）による監督指針V-1-5-1を除き、本監督指針の一部改正（平成20年12月17日適用）による改正前の本監督指針V-1-4の規定を適用することとする。</p> <p><u>V-1-5-5</u> 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項</p>

改正案	現行
<p>府令第 93 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号の「主要な取引先」については <u>V-1-5-1 (1)</u> を、第 93 条第 2 号ハの「中小規模事業者等」については、<u>V-1-5-1 (2)</u> をそれぞれ参照すること。</p> <p><u>V-1-5-5</u> (略)</p> <p><u>V-1-5-6</u> 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 基準適合金融機関等でないときは、府令第 95 条の規定により、<u>第 5 条第 2 項第 6 号</u>に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図る</p>	<p>府令第 93 条第 2 号ハの「中小規模事業者等」については、<u>V-1-5-1 (1)</u> を参照すること。</p> <p><u>V-1-5-6</u> (同左)</p> <p><u>V-1-5-7</u> 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>⑤ 基準適合金融機関等でないときは、府令第 95 条において準用する<u>第 5 条第 6 号</u>に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るた</p>

改正案	現 行
<p>ための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、方針の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>⑥（略）</p> <p>（３）～（５）（略）</p>	<p>ための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、方針の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>⑥（同左）</p> <p>（３）～（５）（同左）</p>
<p><u>V-1-5-7 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置等</u></p> <p>金融機能強化法第 34 条の 9 に規定する計画等変更命令及び監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p><u>（１）計画等変更命令</u></p> <p><u>予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、協同組織金融機能強化方針の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確</u></p>	<p><u>V-1-5-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p>金融機能強化法第 34 条の 9 に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>保することが困難と認められる場合には、当該方針の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。</u></p> <p><u>(2) 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p><u>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</u></p> <p><u>イ. 収益性の目標に係る監督上の措置</u></p> <p><u>a. 協同組織金融機能強化方針の始期</u>（協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日（当該提出の日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とする。以下<u>V-1-5-7</u>において同じ。）の翌事業年度末以降において、事業年度末における収益性指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したもののうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記<u>b.</u>において同じ。）の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p><u>b. 2事業年度連続で上記a.の場合に該当し、かつ、収益性指標の実績が2事業年度連続で当該収益性指標の目標を</u></p>	<p><u>(1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置</u></p> <p><u>① 収益性の目標に係る監督上の措置</u></p> <p><u>イ. 協同組織金融機能強化方針の始期</u>（協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日（当該提出の日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とする。以下<u>V-1-5-8</u>において同じ。）の翌事業年度末以降において、事業年度末における収益性指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したもののうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記<u>ロ.</u>において同じ。）の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p><u>ロ. 2事業年度連続で上記イ.の場合に該当し、かつ、収益性指標の実績が2事業年度連続で当該収益性指標の目標を3</u></p>

改正案	現 行
<p>3割以上下回った場合であって、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ、<u>改善策の実行を求める命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p><u>ロ.</u> 業務の効率の目標に係る監督上の措置</p> <p><u>a.</u> 協同組織金融機能強化方針の始期の翌事業年度末以降において、業務効率の指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したものうち、経営の改善の目標とする業務の効率を示す指標をいう。）の実績が2事業年度連続で協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準と比較して悪化した場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び業務の効率の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p><u>b.</u> 上記<u>a.</u>の場合に該当し、かつ、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分、償還又は返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、必要に応じ、<u>改善策の実行を求める命令</u>の発動を</p>	<p>割以上下回った場合であって、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ、<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p><u>②</u> 業務の効率の目標に係る監督上の措置</p> <p><u>イ.</u> 協同組織金融機能強化方針の始期の翌事業年度末以降において、業務効率の指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したものうち、経営の改善の目標とする業務の効率を示す指標をいう。）の実績が2事業年度連続で協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準と比較して悪化した場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び業務の効率の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p><u>ロ.</u> 上記<u>イ.</u>の場合に該当し、かつ、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分、償還又は返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、必要に応じ、<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>検討するものとする。</p> <p>② 協同組織中央金融機関が行う当局に対する報告について 金融機能強化法第 34 条の 8 第 1 項第 5 号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（金融機能強化法第 34 条の 3 第 3 項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）（協同組織中央金融機関が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。）に係る以下の指標について、報告基準日までの半期の実績が記載されていることを確認することとする。</p> <p>イ. 中小規模事業者等向け貸出比率 ロ. 中小規模事業者等に対する信用供与の残高 ハ. 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標</p> <p>（注）上記ハ. 及び下記③の「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>（2）協同組織中央金融機関が行う当局に対する報告について 金融機能強化法第 34 条の 8 第 1 項第 5 号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（金融機能強化法第 34 条の 3 第 3 項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）（協同組織中央金融機関が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。）に係る以下の指標について、報告基準日までの半期の実績が記載されていることを確認することとする。</p> <p>① 中小規模事業者等向け貸出比率 ② 中小規模事業者等に対する信用供与の残高 ③ 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標</p> <p>（注）上記③及び下記（3）の「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人事業者を含み、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、特別関係協同組織金融機関等が以下の事項に係る経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>a. 創業又は新事業の開拓に対する支援 b. 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援 c. 早期の事業再生に資する取組み d. 事業の承継に対する支援 e. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p>	<p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人事業者を含み、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、特別関係協同組織金融機関等が以下の事項に係る経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援 ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援 ハ. 早期の事業再生に資する取組み ニ. 事業の承継に対する支援 ホ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実</p> <p>(注1)・(注2) (同左)</p>
<p>③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>イ. 特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでの a. 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及び b. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又は c. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数」の取引先の企業の総数に占める割合その</p>	<p>(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>① 特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでの a. 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及び b. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又は c. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数」の取引先の企業の総数に占める割合その他の地</p>

改正案	現 行
<p>他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期（各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が4月1日から9月30日までの間である場合にあっては4月1日とし、各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては10月1日とする。下記ロ.において同じ。）の合算ベースでの実績を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由（中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に関して協同組織中央金融機関が各特別関係協同組織金融機関等に対して実施した経営指導等の実効性の検証を含む。下記②において同じ。）について報告を求める。</p> <p>さらに、当該指標の改善に向けた実効性ある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、協同組織中央金融機関に対し、各特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導等に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、<u>当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>ロ.</u> さらに、協同組織金融機能強化方針の始期から1年後の報告基準日以降において、<u>上記イ.</u> の特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでの a. 及び b. の実績、又は c. の実績が2期連続で各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期の合算ベースでの実績を下回った場合には、その理由について止むを得ない事情があるものと認められる場合</p>	<p>域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期（各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が4月1日から9月30日までの間である場合にあっては4月1日とし、各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては10月1日とする。下記ロ.において同じ。）の合算ベースでの実績を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由（中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に関して協同組織中央金融機関が各特別関係協同組織金融機関等に対して実施した経営指導等の実効性の検証を含む。下記②において同じ。）について報告を求める。</p> <p>さらに、当該指標の改善に向けた実効性ある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、協同組織中央金融機関に対し、各特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導等に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、<u>業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>②</u> さらに、協同組織金融機能強化方針の始期から1年後の報告基準日以降において、<u>上記①</u>の特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでの a. 及び b. の実績、又は c. の実績が2期連続で各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期の合算ベースでの実績を下回った場合には、その理由について止むを得ない事情があるものと認められる場合を除き、原則とし</p>

改正案	現 行
<p>を除き、原則として<u>改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>④ <u>責任ある経営体制の確立のために行う方策に係る監督上の措置</u></p> <p><u>特別関係協同組織金融機関等において、1名以上の独立員外監事を含む2名以上の員外監事を選任していないとき、又は、選任されている員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高め、適切な経営管理と業務運営を確保する観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施していると認められず、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、員外監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての当該特別関係協同組織金融機関等の認識、及び員外監事の選任議案の決定プロセス並びに協同組織中央金融機関等による経営指導の状況等について、当該協同組織中央金融機関等に対し、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは、業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、責任ある経営体制の確立に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p>	<p>て<u>業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p>⑤ その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、協同組織金融機能強化方針の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>V-1-5-8 特例金融機関等</u>（協同組織金融機関である場合に限る。以下同じ。）、又は、<u>特例金融機関等</u>を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p><u>特例金融機関等</u>、又は、<u>特例金融機関等</u>を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の</p>	<p>(4) その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、協同組織金融機能強化方針の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>V-1-5-9 震災特例金融機関等</u>（協同組織金融機関である場合に限る。以下同じ。）、又は、<u>震災特例金融機関等</u>を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p><u>震災特例金融機関等</u>、又は、<u>震災特例金融機関等</u>を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受</p>

改正案	現 行
<p>買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>金融機能強化法第34条の9の2第1項、又は、第34条の9の3第1項に基づく株式等の引受け等並びに第34条の9の4第4項の申込みを行うことに関する要件</u> <u>府令第100条の2第1項第1号、第100条の6第1項第10号イ、第100条の14第1項第1号、又は、第100条の15第1項第1号に基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。</u> また、当該金融機関等における<u>特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</u></p> <p>(2) <u>金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第3号並びに第28条第1項第2号ハに規定する要件</u> 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。</u></p> <p>④ <u>労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施</u></p>	<p>益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>金融機能強化法附則第8条第1項、又は、第9条第1項に基づく株式等の引受け等並びに第10条第4項の申込みを行うことに関する要件</u> <u>府令附則第2条第1項第1号、第7条第1項第10号イ、第15条第1項第1号、又は、第16条第1項第1号に基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。</u> また、当該金融機関等における<u>東日本大震災の被災者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</u></p> <p>(2) <u>金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第3号並びに第28条第1項第2号ハに規定する要件</u> 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①・② (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>③ <u>労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施</u></p>

改正案	現 行
<p>に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第 17 条第 1 項第 3 号及び第 28 条第 1 項第 2 号ハに規定する要件に限る。）。</p> <p>(3) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 8 号及び第 9 号並びに第 17 条第 1 項第 4 号ホ及びヘ並びに第 28 条第 1 項第 1 号ロ及び第 2 号ニ（2）に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、<u>特定事態による特例金融機関等の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(4) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 11 号及び第 17 条第 1 項第 8 号に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</p>	<p>に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第 17 条第 1 項第 3 号及び第 28 条第 1 項第 2 号ハに規定する要件に限る。）。</p> <p>(3) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 8 号及び第 9 号並びに第 17 条第 1 項第 4 号ホ及びヘ並びに第 28 条第 1 項第 1 号ロ及び第 2 号ニ（2）に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、<u>東日本大震災による震災特例金融機関等の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該震災特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(4) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 11 号及び第 17 条第 1 項第 8 号に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</p>

改正案	現 行
<p><u>V-1-5-9</u> 特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>(1) 金融機関等に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置等</p> <p>特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第10条及び第11条並びに第20条及び第21条に規定する計画等変更命令及び監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 計画等変更命令</p> <p>予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、経営強化計画の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該計画の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。</p> <p>③ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>履行状況報告に記載された、計画に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域の復興又は地域経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、</p>	<p><u>V-1-5-10</u> 震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>(1) 金融機関等に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第10条及び第11条並びに第20条及び第21条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>② 監督上の措置</p> <p>履行状況報告に記載された、計画に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当</p>

改正案	現 行
<p>当該計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>また、責任ある経営体制の確立に関する事項に関しては、1名以上の独立員外監事を含む2名以上の員外監事を選任していないとき、又は、選任されている員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高め、適切な経営管理と業務運営を確保する観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施していると認められず、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、員外監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての金融機関の認識、及び員外監事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは、業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、責任ある経営体制の確立に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得な</p>	<p>当該計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得な</p>

改正案	現 行
<p>い事情に基づくものであるかどうか、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</p> <p>(2) 協同組織中央金融機関による特例協同組織金融機関（金融機能強化法第34条の9の4第1項に規定する特例協同組織金融機関をいう。）に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置等</p> <p>特例協同組織金融機関が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第31条及び第32条に規定する計画等変更命令及び監督上の措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① （略）</p> <p>② 計画等変更命令</p> <p>予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、経営強化計画等の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該計画等の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。</p> <p>③ 経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置</p>	<p>い事情に基づくものであるかどうか、東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>(2) 協同組織中央金融機関による震災特例協同組織金融機関（金融機能強化法附則第10条第1項に規定する震災特例協同組織金融機関をいう。）に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>震災特例協同組織金融機関が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第31条及び第32条に規定する監督上の措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① （同左） （新設）</p> <p>② 監督上の措置</p>

改正案	現 行
<p>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域の復興又は地域経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、責任ある経営体制の確立に関する事項に関しては、<u>特例協同組織金融機関において、1名以上の独立員外監事を含む2名以上の員外監事を選任していないとき、又は、選任されている員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高め、適切な経営管理と業務運営を確保する観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施していると認められず、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、員外監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての当該特例協同組織金融機関の認識、及び員外監事の選任議案の決定プロセス並びに協同組織中央金融機関による経営指導の状況等について、当該協同組織中央金融機関又は当該特例協同組織金融機関に対し、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは、業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、責任ある経営体制の確立に向けた抜本的な改善策につい</u></p>	<p>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>て報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央機関又は<u>特例協同組織金融機関</u>に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、<u>特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか</u>、当該<u>特例金融機関等</u>が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める<u>命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p><u>V-1-5-10 特定特例協同組織金融機関に係る信託受益権等の要件の特例に関する留意事項</u></p> <p><u>金融機能強化のための特別措置に関する法律施行令第30条の19に規定する信託受益権等の要件の特例に関し、特に以下の点に留意するものとする。</u></p>	<p>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央機関又は<u>震災特例協同組織金融機関</u>に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、<u>東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか</u>、当該<u>震災特例金融機関等</u>が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める<u>業務改善命令</u>の発動を検討するものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等の額は、取得優先出資等に係る信託受益権等の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 8 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 9 を乗じて計算した金額との合計額を目安とする。</u></p> <p>V-1-5-11 <u>特定特例協同組織金融機関</u>に係る信託受益権等の買取り等の決定に関する留意事項</p> <p><u>特定特例協同組織金融機関が特定特例経営強化計画（金融機能強化法第 34 条の 9 の 5 第 1 項に規定する特定特例経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における金融機能強化法第 28 条第 1 項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法第 34 条の 9 の 5 第 2 項に基づく信託受益権等の買取り等の申込みを行うことに関する要件</u> <u>府令第 100 条の 18 第 1 項第 1 号に基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該協同組織金融機関が特定特例協同組織金融機関である旨が記載されているか確認する。</u> <u>また、当該特定特例協同組織金融機関における特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認す</u></p>	<p>V-1-5-11 <u>特定震災特例協同組織金融機関</u>に係る信託受益権等の買取り等の決定に関する留意事項</p> <p><u>特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画（金融機能強化法附則第 11 条第 1 項に規定する特定震災特例経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における金融機能強化法第 28 条第 1 項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法附則第 11 条第 2 項に基づく信託受益権等の買取り等の申込みを行うことに関する要件</u> <u>府令附則第 18 条第 1 項第 1 号に基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該協同組織金融機関が特定震災特例協同組織金融機関である旨が記載されているか確認する。</u> <u>また、当該特定震災特例協同組織金融機関における東日本大震災の被災者への信用供与の状況が記載されているか確認す</u></p>

改正案	現 行
<p>る。</p> <p>(2) <u>金融機能強化法第 34 条の 9 の 5 第 4 項第 1 号ニ</u>に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、「<u>特定特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること</u>」との要件について、<u>特定特例協同組織金融機関の経営基盤が特定事態の著しい影響を受けたことを踏まえ、当該特定特例協同組織金融機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにする</u>など、当該<u>特定特例協同組織金融機関</u>が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、<u>特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(3) <u>金融機能強化法第 34 条の 9 の 5 第 4 項第 3 号ロ</u>に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、<u>協同組織中央金融機関が当該特定特例協同組織金融機関から必要な報告を受けモニタリング（オンサイトによるものを含む。）を実施し、その結果に基づき必要な指導及び助言を行うことを内容としたものであることを確認する。</u></p> <p>V-1-5-12 特別対象協同組織金融機関等に係る経営が改</p>	<p>る。</p> <p>(2) <u>金融機能強化法附則第 11 条第 3 項第 1 号ニ</u>に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、「<u>特定震災特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること</u>」との要件について、<u>特定震災特例協同組織金融機関の経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受けたことを踏まえ、当該特定震災特例協同組織金融機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにする</u>など、当該<u>特定震災特例協同組織金融機関</u>が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、<u>東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(3) <u>金融機能強化法附則第 11 条第 3 項第 3 号ロ</u>に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、<u>協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関から必要な報告を受けモニタリング（オンサイトによるものを含む。）を実施し、その結果に基づき必要な指導及び助言を行うことを内容としたものであることを確認する。</u></p> <p>V-1-5-12 特別対象協同組織金融機関等に係る経営が改</p>

改正案	現行
<p data-bbox="188 248 669 280">善した旨の認定に関する留意事項</p> <p data-bbox="154 347 1106 667">特別対象協同組織金融機関等（金融機能強化法第 34 条の 9 の 7 に規定する特別対象協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）が特別経営強化計画（金融機能強化法第 34 条の 9 の 8 第 1 項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 9 の 8 第 4 項に規定する経営が改善した旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="174 730 1106 810">(1) 金融機能強化法第 34 条の 9 の 8 第 4 項第 3 号に規定する要件</p> <p data-bbox="226 826 1106 1007">金融機能強化法第 34 条の 9 の 8 第 1 項に規定する経営改善したことを示すために必要な書類には、経営が改善していることが具体的に確認できる内容が含まれていることを確認する。</p> <p data-bbox="174 1070 1106 1150">(2) 金融機能強化法第 34 条の 9 の 8 第 4 項第 5 号に規定する要件</p> <p data-bbox="253 1166 909 1198">審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p data-bbox="183 1214 1106 1294">① 部門別の損益管理が実施されている等、特別経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</p>	<p data-bbox="1162 248 1644 280">善した旨の認定に関する留意事項</p> <p data-bbox="1128 347 2080 667">特別対象協同組織金融機関等（金融機能強化法附則第 13 条に規定する特別対象協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）が特別経営強化計画（金融機能強化法附則第 16 条第 1 項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における同法附則第 16 条第 3 項に規定する経営が改善した旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="1149 730 2045 762">(1) 金融機能強化法附則第 16 条第 3 項第 3 号に規定する要件</p> <p data-bbox="1200 826 2080 959">金融機能強化法附則第 16 条第 1 項に規定する経営改善したことを示すために必要な書類には、経営が改善していることが具体的に確認できる内容が含まれていることを確認する。</p> <p data-bbox="1149 1070 2045 1102">(2) 金融機能強化法附則第 16 条第 3 項第 5 号に規定する要件</p> <p data-bbox="1227 1166 1883 1198">審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p data-bbox="1158 1214 2080 1342">① 部門別の損益管理が実施されている等、特別経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</p>

改正案	現 行
<p>② (略)</p> <p>③ <u>員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。</u></p> <p>V-1-5-13 特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項</p> <p>特別対象協同組織金融機関等が資本整理等実施要綱（金融機能強化法第34条の9の9第1項に規定する資本整理等実施要綱をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合における金融機能強化法第34条の9の9第2項に規定する事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>金融機能強化法第34条の9の9第2項第2号に規定する要件</u> 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 ①～④ (略)</p> <p>(2) <u>金融機能強化法第34条の9の9第2項第3号に規定する要件</u> 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p>	<p>② (同左) (新設)</p> <p>V-1-5-13 特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項</p> <p>特別対象協同組織金融機関等が資本整理等実施要綱（金融機能強化法附則第17条第1項に規定する資本整理等実施要綱をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合における金融機能強化法附則第17条第2項に規定する事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>金融機能強化法附則第17条第2項第2号に規定する要件</u> 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 ①～④ (同左)</p> <p>(2) <u>金融機能強化法附則第17条第2項第3号に規定する要件</u> 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p>

改正案	現 行
<p>①・②（略）</p> <p>(3) <u>金融機能強化法第34条の9の9第2項第4号</u>に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>① <u>金融機能強化法第34条の9の9第1項第3号</u>に規定する預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填（以下「金銭の贈与等」という。）が事業再構築に伴う資本整理を行うにあたって必要不可欠であること。</p> <p>②（略）</p> <p>V-1-5-14 <u>特定特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置等</u></p> <p>(1) <u>協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置等</u> <u>特定特例協同組織金融機関が特定特例経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第31条及び第32条に規定する計画等変更命令及び監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>① <u>特定特例経営強化計画の履行状況のフォローアップ</u> <u>特定特例経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、特定特例経営強</u></p>	<p>①・②（同左）</p> <p>(3) <u>金融機能強化法附則第17条第2項第4号</u>に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>① <u>金融機能強化法附則第17条第1項第3号</u>に規定する預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填（以下「金銭の贈与等」という。）が事業再構築に伴う資本整理を行うにあたって必要不可欠であること。</p> <p>②（同左）</p> <p>V-1-5-14 <u>特定震災特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p>(1) <u>協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置</u> <u>特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第31条及び第32条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>① <u>特定震災特例経営強化計画の履行状況のフォローアップ</u> <u>特定震災特例経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、特定震災特例</u></p>

改正案	現 行
<p>化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</p> <p>② 計画等変更命令</p> <p>予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、特定特例経営強化計画等の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該計画等の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。</p> <p>③ 特定特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>履行状況報告に記載された、特定特例経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該特定特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域の復興又は地域経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該特定特例経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、責任ある経営体制の確立に関する事項に関しては、特定特例協同組織金融機関において、1名以上の独立員外監事を含む2名以上の員外監事を選任していないとき、又は、選任されている員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高め、適切な経営管理と業務運営を確保する観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施している</p>	<p>経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 監督上の措置</p> <p>履行状況報告に記載された、特定震災特定経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該特定震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該特定震災特例経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>と認められず、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、員外監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての当該特定特例協同組織金融機関の認識、及び員外監事の選任議案の決定プロセス並びに協同組織中央金融機関による経営指導の状況等について、当該協同組織中央金融機関又は当該特定特例協同組織金融機関に対し、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは、業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、責任ある経営体制の確立に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、協同組織中央金融機関又は当該特定特例協同組織金融機関に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めることを検討するものとする。</p> <p>当該検討に際しては、計画に掲げた配当に対する方針に沿ったものとなっているか、当該特定特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に勘案するものとする。</p>	<p>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、協同組織中央金融機関又は当該特定震災特例協同組織金融機関に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めることを検討するものとする。</p> <p>当該検討に際しては、計画に掲げた配当に対する方針に沿ったものとなっているか、当該特定震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に勘案するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>④ <u>特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法第 34 条の 9 の 8 第 4 項の認定を受けた場合における監督上の措置等</u> <u>特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法第 34 条の 9 の 8 第 4 項の経営が改善した旨の認定を受けた場合における、金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する計画等変更命令及び監督上必要な措置については、<u>V-1-5-9 (2)</u>を参照すること。</u></p> <p>V-1-5-15 <u>金融機能強化法第 34 条の 9 の 14 第 1 項の規定により経営強化機能方針を提出する協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</u></p> <p>府令第 100 条の 36 第 1 号ハに規定する「特定支援の申込みをした協同組織金融機関等により資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みをした日前 1 年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</p> <p>V-1-5-16 <u>金融機能強化法第 34 条の 9 の 14 第 1 項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項</u></p>	<p>③ <u>特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第 16 条第 3 項の認定を受けた場合における監督上の措置</u> <u>特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第 16 条第 3 項の経営が改善した旨の認定を受けた場合における、金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する監督上必要な措置については、<u>V-1-5-10 (2)</u>を参照すること。</u></p> <p>V-1-5-15 <u>金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により経営強化機能方針を提出する協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</u></p> <p>府令附則第 36 条第 1 号ハに規定する「特定支援の申込みをした協同組織金融機関等により資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みをした日前 1 年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>府令第100条の35第1項第2号及び第3号の「主要な取引先」</u>については、<u>V-1-5-1(1)</u>を参照すること。</p> <p><u>V-1-5-17</u> 金融機能強化法第34条の9の14第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>協同組織中央金融機関が金融機能強化法第34条の9の14第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 ①～③ (略)</p> <p>(3) 金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、</p>	<p><u>V-1-5-16</u> 金融機能強化法附則第22条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第22条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 ①～③ (同左)</p> <p>(3) 金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、</p>

改正案	現行
<p>特定事態による協同組織金融関係機関の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該協同組織金融関係機関が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、<u>特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生</u>に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>V-1-5-18 金融機能強化法第34条の9の14第1項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置等</u></p> <p>協同組織中央金融機関が<u>金融機能強化法第34条の9の14第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第34条の9に規定する計画等変更命令及び監督上必要な措置</u>については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 計画等変更命令</u> 予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、協同</p>	<p>東日本大震災による協同組織金融関係機関の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該協同組織金融関係機関が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、<u>東日本大震災からの復興</u>に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p><u>V-1-5-17 金融機能強化法附則第22条第1項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p>協同組織中央金融機関が<u>金融機能強化法附則第22条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第34条の9に規定する監督上必要な措置</u>については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>組織金融機能強化方針の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該方針の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。</u></p> <p><u>(3) 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p>履行状況報告に記載された、協同組織金融機能強化方針に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている<u>地域の復興又は地域経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>また、責任ある経営体制の確立のために行う方策に関しては、特別関係協同組織金融機関等において、1名以上の独立員外監事を含む2名以上の員外監事を選任していないとき、又は、選任されている員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高め、適切な経営管理と業務運営を確保する観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施していると認められず、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、員外監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての当該特別関係協同組織金融</u></p>	<p><u>(2) 監督上の措置</u></p> <p>履行状況報告に記載された、協同組織金融機能強化方針に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている<u>地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>機関等の認識、及び員外監事の選任議案の決定プロセス並びに協同組織中央金融機関による経営指導の状況等について、当該協同組織中央金融機関に対し、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは、業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、責任ある経営体制の確立に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、<u>特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか</u>、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める<u>命令の発動</u>を検討するものとする。</p>	<p>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、<u>東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか</u>、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める<u>業務改善命令の発動</u>を検討するものとする。</p>

改正案	現 行
(削除)	<p><u>V-1-5-18 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等(協同組織金融機関である場合に限る。以下同じ。)、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 金融機能強化法附則第26条第1項、又は、第27条第1項に基づく株式等の引受け等並びに第28条第4項の申込みを行うことに関する要件</u></p> <p><u>府令附則第37条第1項第1号、第42条第1項第10号イ、第50条第1項第1号、又は、第51条第1項第1号に基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。</u></p>

改正案	現 行
	<p>また、当該金融機関等における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</p> <p>(2) <u>金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハに規定する要件</u> <u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</u></p> <p>② <u>減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p>③ <u>労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第17条第1項第3号及び第28条第1項第2号ハに規定する要件に限る。）。</u></p> <p>(3) <u>金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第4号ホ及びヘ並びに第28条第1項第1号ロ及び第2号ニ（2）に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等</u></p>

改正案	現 行
(削除)	<p><u>による新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p><u>(4) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</u></p> <p><u>V-1-5-19 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</u></p> <p><u>(1) 金融機関等に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置</u> <u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナ</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>ウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第10条及び第11条並びに第20条及び第21条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>① <u>経営強化計画の履行状況のフォローアップ</u> <u>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</u></p> <p>② <u>監督上の措置</u> <u>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該計画の履行を確保するため、監督上必要な措置講じるものとする。</u></p> <p><u>（注）なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策 が適切に履行されて</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>いるかどうか、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>(2) 協同組織中央金融機関による新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関（金融機能強化法附則第 28 条第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関をいう。）に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置</u> <u>新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する監督上の措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>① <u>経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ</u> <u>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</u></p> <p>② <u>監督上の措置</u> <u>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行</u></p>

改正案	現 行
(削除)	<p><u>っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央機関又は新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>V-1-5-20 金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により経営強化機能方針を提出する協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</u></p> <p>府令附則第 55 条第 1 号ハに規定する「特定支援の申込みをした</p>

改正案	現 行
(削除)	<p><u>協同組織金融機関等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みをした日前1年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</u></p> <p><u>V-1-5-21 金融機能強化法附則第29条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p><u>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第29条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 金融機能強化法第34条の4第1項第1号に規定する要件</u></p> <p><u>① 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」の審査に当たっては、当該方針が協同組織金融関係機関全体において、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するためのものとなっていること。</u></p> <p><u>② 協同組織金融機関等に対する経営指導の方針やその内容が、</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>当該協同組織金融機関等による金融機能の発揮を促進するために適切なものとなっていること。</u></p> <p>③ <u>協同組織金融機関等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。</u></p> <p>イ. <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策</u></p> <p>ロ. <u>優先出資又は劣後ローンの消却、償還又は返済のための対応を図る時期の見通し</u></p> <p>ハ. <u>財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策</u></p> <p>(2) <u>金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>協同組織金融機能強化方針を円滑かつ確実に実施するための経営管理体制や協同組織金融機関等に対する経営指導体制が構築されていること。</u></p> <p>② <u>公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p>③ <u>公的資金の管理運用体制（協同組織金融機関等から特定支援の申込みに対する審査体制を含む。）が適切なものとなっていること。</u></p> <p>(3) <u>金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件</u></p>

改正案	現 行
(削除)	<p><u>審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による協同組織金融関係機関の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該協同組織金融関係機関が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p><u>(4) 金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 6 号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、協同組織金融機能強化方針に添付される協同組織中央金融機関の貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかどうかを確認する。</u></p> <p><u>V-1-5-22 金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p><u>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 9 に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p>

改正案	現 行
	<p>(1) <u>協同組織中央金融機関が行う当局に対する報告について</u> <u>金融機能強化法第 34 条の 8 第 1 項第 5 号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（協同組織中央金融機関が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。）に係る各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されていることを確認するものとする。</u></p> <p>(2) <u>監督上の措置</u> <u>履行状況報告に記載された、協同組織金融機能強化方針に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(注) <u>なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるもの</u></p>

改正案	現 行
<p>V-1-5-19 申請金融機関等が提出する共同化措置実施計画の認定等に関する留意事項</p> <p><u>金融機能強化法第 34 条の 16 第 2 項に規定する共同化措置実施計画の認定審査等に当たっては、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) 意義</p> <p><u>令和 8 年に行われた資金交付制度の拡充において、中小の地域金融機関については、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、業務の効率化に資する勘定系システムの共同化に関する資金交付の枠組みが整備された。</u></p> <p><u>共同化措置実施計画の認定を受けた金融機関等（以下「認定共同化金融機関等」という。）においては、上記の制度趣旨を踏まえて、認定を受けた共同化措置実施計画を着実に履行するこ</u></p>	<p><u>とする。</u></p> <p><u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策 が適切に履行されているかどうか、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>とにより、地域経済の活性化に貢献していくことが求められる。</u></p> <p>(2) <u>共同化措置実施計画の記載事項に関する留意事項</u></p> <p>① <u>府令第115条の10に規定する「信用供与」「中小規模事業者等」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>イ.<u>「信用供与」については、以下のものを除外したものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出</u> ・ <u>土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道路公社向け貸出</u> ・ <u>大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出</u> ・ <u>自行の子会社向け貸出、及び自行を子会社とする銀行持株会社等（その子会社も含む。）向け貸出</u> ・ <u>個人向け貸出</u> ・ <u>上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出</u> <p>ロ.<u>「中小規模事業者等」とは、中小企業者又は地元の事業者とする（V-1-5-1（2）①及び②参照）。</u></p> <p>② <u>府令別紙様式第十五号第3.1（記載上の注意）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者含む。）の数の取引先の企業（個人事業者含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</u></p> <p><u>また、「経営改善支援等取組先」とは、共同化措置実施計画に記載した、例えば、以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする（V-1-5-1（3）注1及び注2参照）。</u></p> <p><u>イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p><u>ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p><u>ハ. 事業の改善・継続に資する早期の事業再生等に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p><u>ニ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p><u>ホ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</u></p> <p><u>（3）共同化措置実施計画の認定に関する留意事項</u></p> <p><u>金融機能強化法第34条の16第4項に規定する共同化措置実施計画の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>① 金融機能強化法第34条の16第4項第1号に規定する要件</u></p>	

改正案	現行
<p><u>審査に当たっては、共同化措置実施計画の添付書類として提出を受けた財務諸表を基に確認するものとする。</u></p> <p>② <u>金融機能強化法第34条の16第4項第3号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、共同化措置（府令第115条の12第4号に規定するものを含む。以下同じ。）によって、共同化措置の対象となるシステムに係るランニングコストの減少が見込まれることを確認するものとする。</u></p> <p><u>（注1）ランニングコストは、共同化措置の開始前の期間と開始後の期間（実施期間中や実施終了後を始期とすることを妨げない）それぞれの一定期間（契約期間等）において平均したものを比較するものとする。なお、協同組織金融機関共同システムの更新にあたって、例えば、オープン化やクラウド化等のようにシステムの在り方を抜本的に変える場合には、既存の枠組みを維持したまま更新する場合と比較し、ランニングコストの減少が見込まれるかについて確認することも可能とする。</u></p> <p><u>（注2）ランニングコストを比較する際、物価上昇分や銀行間決済システムの変更に対応するために生じる費用を合理的に区分して説明できる場合については、これらを差し引いたものを比較できるものとする。また、共同システムの加盟金融機関数が、各加盟金融機関が支払うランニングコストに影響を及ぼす場合には、当該影響を差し引いたものを比較するものとする。</u></p>	

改正案	現 行
<p>③ <u>金融機能強化法第 34 条の 16 第 4 項第 4 号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、預金保険機構から交付された資金を活用して事業者等への不適切な利益供与を行うなどの金融機関間の適正な競争関係を阻害する行為等が行われることなく、共同化措置が共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上に資するという本制度の目的のために実施され、また、同資金が当該措置に使用されることを確認するものとする。</u></p> <p>④ <u>金融機能強化法第 34 条の 16 第 4 項第 5 号に規定する要件</u> <u>「共同システム利用金融機関等関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。</u> <u>イ. 毎年 9 月末日及び 3 月末日における「各共同システム利用金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）」の水準について、人口動態等を考慮した場合に当該共同化措置実施計画の始期における水準と実質的に同等の水準を維持することが確実に見込まれるか。</u> <u>ロ. 毎年 9 月末日及び 3 月末日における「各共同システム利用金融機関等による中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み」が、人口動態等を考慮した場合に合理的な水準となっているか。</u></p> <p>⑤ <u>金融機能強化法第 34 条の 16 第 4 項第 6 号に規定する要件</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>審査にあたっては、特に共同システム利用金融機関等に対する経営指導の方針やその内容が、当該共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上並びに当該地域における経済の活性化のために適切かという点を確認するものとする。</u></p> <p>⑥ <u>金融機能強化法第34条の16第4項第7号及び第8号に規定する要件</u></p> <p><u>「申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施すると見込まれることその他当該共同化措置実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」等を審査するにあたっては、特に以下の点を確認するものとする。</u></p> <p><u>イ. 申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施することが見込まれるか。</u></p> <p><u>ロ. 部門別の損益管理が実施されている等、共同化措置実施計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されているか。</u></p> <p><u>ハ. 社外取締役、員外監事又はこれらに準ずる者の選任・拡充を図る場合に当該取締役又は監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っているか。</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>ニ. 業務執行に対する監査又は監督態勢の強化や、不良債権の適切な管理を含むリスク管理態勢、各種法令遵守態勢の構築が図られているか。</u></p> <p><u>ホ. 資金交付を受けて行う共同化措置及びそれらの業務運営が安定的かつ効率的に実施されることも含め、リスク管理やシステム業務運営等が的確に実施されるための態勢が構築されているか。</u></p> <p><u>ヘ. 預金保険機構から交付された資金が適切に執行されているかを監査できる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>ト. 利用者に対し、共同化措置の実施や申請金融機関等の取組に関して充実した情報開示がなされることとされているか。</u></p> <p><u>チ. 経営陣は、上記イからトまでを含め、共同化措置実施計画を円滑かつ確実に実施する上で重要と考えられる事項を決定・管理しているか。</u></p> <p><u>(4) 共同化措置実施計画の履行を確保するための監督上の措置等金融機能強化法第 34 条の 18 に規定する「監督上必要な措置」については、以下の点について留意するものとする。</u></p> <p><u>① 共同化措置実施計画の履行状況の報告及び同報告書の公表</u> <u>本制度は、共同化措置実施計画に記載された施策の実施により、金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上に資することを目的とするものであることから、金融機能強化法第 34 条の</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>16 第 4 項に基づき認定を受けた共同化措置実施計画について、認定共同化金融機関等による適切な履行を確保していくことが重要である。</u></p> <p><u>こうした観点から、金融機能強化法第 34 条の 16 第 4 項に基づく共同化措置実施計画の認定後、毎年 9 月末日及び 3 月末日（以下「報告基準日」という。）から 3 か月以内に、当該報告基準日までの半期毎の金融機能強化法第 34 条の 16 第 3 項第 3 号から第 9 号までに規定する共同化措置実施計画の施策等の履行状況について、報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、共同化措置実施計画の履行状況について報告を受けたときは、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った認定共同化金融機関等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。</u></p> <p><u>② 共同化措置実施計画の履行状況のフォローアップ</u></p> <p><u>共同化措置実施計画の履行状況報告書が提出された場合は、共同化措置実施計画の認定時の審査結果等も踏まえて、特に、以下の点に留意しつつ、フォローアップを行うものとする。</u></p> <p><u>イ. 共同化措置が共同化措置実施計画に沿って進捗しているかを確認する。</u></p> <p><u>ロ. 共同化措置実施計画に記載された共同化措置を通じて、共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上を図ることが見込まれるか検証する。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ハ. 共同化措置実施計画に記載された中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかどうかを検証する。</u></p> <p><u>ニ. 共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策を実施するために認定共同化金融機関等が行う経営指導の内容が着実に履行されているかどうかを検証する。</u></p> <p><u>ホ. 共同化措置実施計画に記載された共同化措置に要する費用のうち資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期を確認する。</u></p> <p><u>③ 共同化措置実施計画の履行に向けた監督上の措置等</u> <u>共同化措置実施計画の履行状況を十分に検証した上で、例えば共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上が図られなくなると見込まれる場合や中小規模の事業者に対する金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた取組が進展していないと認められる場合には、対話等を通じた継続的なモニタリングを実施した上で、必要があると認められる場合には、当該共同化措置実施計画の履行を確保するための監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>④ 共同化措置実施計画の認定の取消し</u> <u>共同化措置実施計画に記載されている共同化措置が行われない場合については、計画の認定を取り消すものとする。</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>(注) 共同化措置が実施された場合でも共同化措置実施計画に記載された業務の合理化及び収益性の向上が図られない場合は認定取消しの対象となる。なお、V-1-5-19(3)②に掲げる要件を確認するにあたり、例えば、ランニングコストの比較対象となるシステムの範囲が異なる場合は、本制度の趣旨にそぐわないことに留意するものとする。</u></p> <p>V-1-6 準用一覧表 (略)</p> <p>V-2~V-3-5 (略)</p> <p>V-3-6 監督指針の準用 V-3-6-1 信用金庫等に関して、本監督指針 I からIVまで(Ⅱ-3-1-6、Ⅱ-3-7-2 (15)、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7 (1) 及び(2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1~5並びにⅣ-1-5-2-4を除く。) 及び様式(4-15-1-1~4-15-3-2、4-15-5-1及び4-15-5-2を除く。)・参考資料編を準用する。</p> <p>V-3-6-2 (略)</p>	<p>V-1-6 準用一覧表 (同左)</p> <p>V-2~V-3-5 (同左)</p> <p>V-3-6 監督指針の準用 V-3-6-1 信用金庫等に関して、本監督指針 I からIVまで(Ⅱ-3-1-6、Ⅱ-3-7-2 (15)、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7 (1) 及び(2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1~8並びにⅣ-1-5-2-4を除く。) 及び様式(4-15-1-1~4-15-3-2、4-15-5-1及び4-15-5-2を除く。)・参考資料編を準用する。</p> <p>V-3-6-2 (同左)</p>

改正案	現 行
<p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) <u>Ⅲ-4-17-6</u> 及び7において、「自行の子会社向け貸出、及び自行を子会社とする銀行持株会社等（その子会社も含む。）向け貸出」とあるのは「自金庫の子会社向け貸出」と、「社外取締役」とあるのは「員外監事」と、「当該取締役予定者」とあるのは「当該監事予定者」と読み替える。</p> <p>(9) (略)</p> <p>V-4-1 ~ V-4-6 (略)</p> <p>V-4-7 監督指針の準用 V-4-7-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針 I からIVまで（Ⅱ-3-1-6、Ⅱ-3-7-2 (15)、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7 (1) 及び (2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1 ~ <u>5</u> 並びにⅣ-1-5-2-4 を除く。）及び様式（4-15-1-1 ~ 4-15-3-2、4-15-5-1 及び4-15-5-2 を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ-5については準用し</p>	<p>(1) ~ (7) (同左)</p> <p>(8) <u>Ⅲ-4-17-9</u> において、「自行の子会社向け貸出、及び自行を子会社とする銀行持株会社等（その子会社も含む。）向け貸出」とあるのは「自金庫の子会社向け貸出」と、「社外取締役」とあるのは「員外監事」と、「当該取締役予定者」とあるのは「当該監事予定者」と読み替える。</p> <p>(9) (同左)</p> <p>V-4-1 ~ V-4-6 (同左)</p> <p>V-4-7 監督指針の準用 V-4-7-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針 I からIVまで（Ⅱ-3-1-6、Ⅱ-3-7-2 (15)、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7 (1) 及び (2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1 ~ <u>8</u> 並びにⅣ-1-5-2-4 を除く。）及び様式（4-15-1-1 ~ 4-15-3-2、4-15-5-1 及び4-15-5-2 を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ-5については準用し</p>

改正案	現 行
ない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)	ない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)
<p>V-4-7-2 (略) (1) ~ (6) (略)</p>	<p>V-4-7-2 (同左) (1) ~ (6) (同左)</p>
<p>(7) Ⅲ-4-17-6及び7において、「自行の子会社向け貸出、及び自行を子会社とする銀行持株会社等(その子会社も含む。)向け貸出」とあるのは「自組合の子会社向け貸出」と、「社外取締役」とあるのは「員外監事」と、「当該取締役予定者」とあるのは「当該監事予定者」と読み替える。</p>	<p>(7) Ⅲ-4-17-9において、「自行の子会社向け貸出、及び自行を子会社とする銀行持株会社等(その子会社も含む。)向け貸出」とあるのは「自組合の子会社向け貸出」と、「社外取締役」とあるのは「員外監事」と、「当該取締役予定者」とあるのは「当該監事予定者」と読み替える。</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(8) (同左)</p>
<p>V-4-8~V-5-4 (略)</p>	<p>V-4-8~V-5-4 (同左)</p>
<p>V-5-5 監督指針の準用 V-5-5-1</p>	<p>V-5-5 監督指針の準用 V-5-5-1</p>
<p>労働金庫等に関して、本監督指針 I からIVまで(Ⅱ-3-1-6、Ⅱ-3-7-2 (15)、Ⅱ-5、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7 (1) 及び (2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1~5、IV-1-5-2-4並</p>	<p>労働金庫等に関して、本監督指針 I からIVまで(Ⅱ-3-1-6、Ⅱ-3-7-2 (15)、Ⅱ-5、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7 (1) 及び (2)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-14、Ⅲ-4-17-1~8、IV-1-5-2-4並</p>

改正案	現 行
<p>びにⅣ－２を除く。)及び様式(４－１５－１－１～４－１５－３－２、４－１５－５－１及び４－１５－５－２を除く。)・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、Ⅴ－２を準用することとする。</p> <p>Ⅴ－５－５－２ (略) (１)～(６)(略)</p> <p>(７) <u>Ⅲ－４－１７－６</u>及び<u>Ⅶ</u>において、「自行の子会社向け貸出、及び自行を子会社とする銀行持株会社等(その子会社も含む。)向け貸出」とあるのは「自金庫の子会社向け貸出」と、「社外取締役」とあるのは「員外監事」と、「当該取締役予定者」とあるのは「当該監事予定者」と読み替える。</p> <p>(８)(略)</p>	<p>びにⅣ－２を除く。)及び様式(４－１５－１－１～４－１５－３－２、４－１５－５－１及び４－１５－５－２を除く。)・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、Ⅴ－２を準用することとする。</p> <p>Ⅴ－５－５－２ (同左) (１)～(６)(同左)</p> <p>(７) <u>Ⅲ－４－１７－９</u>において、「自行の子会社向け貸出、及び自行を子会社とする銀行持株会社等(その子会社も含む。)向け貸出」とあるのは「自金庫の子会社向け貸出」と、「社外取締役」とあるのは「員外監事」と、「当該取締役予定者」とあるのは「当該監事予定者」と読み替える。</p> <p>(８)(同左)</p>